

令和5年度 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画に係る具体的な取組の実施について（計画）

取組項目	不正発生要因及びその内容	具体的な取組内容
(1) 責任体系の明確化 公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。	・令和3年度に改定した不正防止計画に基づく責任体系について、各責任者の理解は深まっているが、全ての構成員の理解の浸透までには至っていない。	・各責任者の具体的な役割を浸透させるため、具体的な役割を明確に示して、一層の周知を図る。
(2) 適正な運営及び執行管理の環境整備 公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。	・研究制度、研究倫理及び研究費の適正な執行に対する教職員の理解不足が一部に見受けられる。 ・事務部門が行うとしている発注業務について、一部に研究者自身が発注を行っている例がある。 ・日本学術振興会が科研費に関して使用することを認めている経費について、本学のルールでは支出できないとされているものが一部にある。	・引き続き、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、グループウェア等を活用し、関係者に周知する。 ・発注業務の実態を把握するとともに、公的研究費の柔軟な使用の観点も踏まえ例外的に研究者の立替払を認めるルールを明確化する。 ・日本学術振興会が科研費の使用を認めている海外出張の旅行傷害保険料及びレンタカーの免責補償料について、本学における支出の可否を再検討する。
(3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定 ・実施 公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。	・内部監査やモニタリングの結果に基づく本学固有のリスク要因の分析・把握が十分でないところがある。	・不正防止計画推進部署と内部監査部門は、内部監査及びモニタリングの結果の分析を連携して行い、本学固有のリスク要因の把握に努める。
(4) 公的研究費の適正な執行管理 公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理をする。	・物品等の購入に関して、事前に物品購入申請書(支出負担行為手続)が行われず、事務部門のチェックシステムが機能していない例がある。	・物品等の購入に関する事務処理の実態に基づき現行ルールの問題点を分析し、事務部門の牽制を維持しながら、研究の円滑かつ効率的な遂行を可能とする物品等の購入に関するルールの検討を進める。
(5) 情報発信・共有化の推進 学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信等を行う。	・本学における具体的な使用ルールや不正防止の取組について、全ての構成員の理解の浸透までには至っていない。	・学内のグループウェア等を活用し、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」や関係規程等を周知する。
(6) モニタリングの体制 実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。	・モニタリングや内部監査は定期的に行われているが、本学固有の具体的な不正発生リスクに対応したリスクアプローチ監査の実施に至っていない。	・不正防止計画推進部署は不正発生要因の情報を的確に内部監査部門に提供するとともに内部監査部門は、その情報を監査計画に適切に反映させて、内部監査の充実を図る。 ・内部監査部門は、本学固有のリスク要因の分析に基づき、重点的にサンプルを抽出したアプローチ監査の実施を図る。